

第二十六回国会 建設委員会 議案 第四号

昭和三十三年二月二十七日(水曜日) 午後四時二十二分開議

出席委員

委員長 藤原 雄次君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 荻野 豊平君 理事 二階堂 進君

理事 前田榮之助君

逢澤 寛君 生田 宏一君

大高 康君 久野 忠治君

高木 松吉君 徳安 實徳君

中島 茂喜君 堀川 恭平君

山口 好一君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 小川 豊明君

中島 巖君 山下 榮二君

渡邊 惣藏君

出席國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

出席政府委員

建設事務官 (計画局長) 町田 稔君

建設技官 (道路局長) 富樫 凱一君

建設事務官(住宅局長事務取扱) 鬼丸 勝之君

委員外の出席者

専門 山口 乾治君

二月二十七日

委員中村寅太郎君辞任につき、その補

欠として久野忠治君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員久野忠治君辞任につき、その補

欠として中村寅太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十一日

日本住宅公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四四号)

同月二十六日

国土開発縦貫自動車道建設法案(第

二十二回国会衆議院第二六号、第二十

四回国会参議院送付)

同月十五日

崎津地区護岸復旧に関する請願(足

鹿野君紹介)(第九五二号)

都市施設整備街路事業天童温泉線事

業認可に関する請願(松浦東介君紹

介)(第九五三三号)

五十里ダム追加補償に関する請願

(山口好一君紹介)(第九五六号)

土地区画整理事業に対する国庫補助

に関する請願(徳田與吉郎君紹介)

(第九六七号)

同月十六日

河辺川砂防工事促進に関する請願

(井谷正吉君紹介)(第一〇三〇号)

建設産業の擁護に関する請願(前田

榮之助君紹介)(第一〇八〇号)

同月二十一日

豊富村の公営住宅建設費国庫補助に

関する請願(芳賀貢君紹介)(第一〇

九六号)

富士川の建設省直轄区域延長に関す

る請願(荻野豊平君紹介)(第一一五

一号)

百合居橋を永久橋に架替えの請願

(倉石忠雄君紹介)(第一一五二号)

同月二十三日

二級国道甲府熊谷線舗装工事施行に

関する請願(荒船清十郎君紹介)(第

一三四九号)

同月二十六日

上町橋架替えに関する請願(伊東若

男君紹介)(第一三九二号)

百合居橋を永久橋に架替えの請願

(倉石忠雄君紹介)(第一五二二号)

尾花沢町内一級国道十三号線道路舗

装に関する請願(松澤雄藏君紹介)

(第一五二二二号)

信濃川水系砂防工事促進に関する請

願(唐澤俊樹君紹介)(第一五二三

号)

の審査を本委員会に付託された。

二月二十二日

災害に関する事業費増額に関する陳

情書(東京都議会議長中西敏二外九

名)(第二四六号)

四国地方建設局設置に関する陳情書

(香川県議会議長大久保雅彦)(第二

八二二号)

九州中部産業開発道路建設促進に関

する陳情書(熊本県知事桜井三郎)

(第二一八三三号)

九州横断道路建設促進に関する陳情

書(熊本県知事桜井三郎)(第二一八

四

号)

都市計画事業促進に関する陳情書

(東京都千代田区九段一の一四全国

市長会長原口忠次郎)(第二一八七

七号)

台風常襲地帯に対する災害特別法制

定の陳情書(東京都千代田区九段一

の一四全国市長会長原口忠次郎)(第

三一八号)

低額所得者の簡易住宅建設等に関す

る陳情書(東京都千代田区九段一の

一四全国市長会長原口忠次郎)(第三

二五五号)

公営住宅建設費国庫補助率引上げ等

に関する陳情書(東京都千代田区九

段一の一四全国市長会長原口忠次

郎)(第三二六号)

災害復旧事業費全額国庫負担等に関

する陳情書(東京都千代田区九段一

の一四全国市長会長原口忠次郎)(第

三二七号)

小規模ダム建設促進に関する陳情書

(香川県議会議長大久保雅彦)(第三

二九号)

同月二十五日

御笠川下流及び博多駅前地域におけ

る不良建築物移転に関する陳情書

(福岡県議会議長小林喜利)(第三

五〇号)

荒川いんせつ費国庫補助に関する

陳情書(東京都中央区議会議長岩山

敬次郎)(第四二八号)

戦災復興事業早期完成に関する陳情

書(姫路市長石見元秀外三二一名)

(第四三〇号)

海岸護岸災害復旧工事促進に関する

陳情書(輪島市長永井元雄外二十一

名)(第四三二二号)

塚田川護岸災害復旧工事促進に関す

る陳情書(輪島市長永井元雄外二十

一名)(第四三三二二号)

雪害地域道路予算確保に関する陳情

書(山形県議会議長大藤富之助)(第

四三三六号)

国土開発縦貫自動車道建設法制定促

進等に関する陳情書外一件(岐阜市

議会議長早川好治郎外十七名)(第四

三八号)

名古屋、神戸間高速自動車道路早期

建設に関する陳情書(名古屋商工会

議所会頭神野金之助外三名)(第四三

九号)

四国中央産業道路開通促進に関する

陳情書(高知県町村議会議長会長近

森徳重)(第四四〇号)

国道高知木頭徳島線改修に関する陳

情書(高知県議会議長利岡頼道)(第

四四二二号)

淀川水系天ヶ瀬ダム建設促進に関す

る陳情書(奈良県議会議長吉川久一)

(第四四三三三号)

公営住宅建設に関する陳情書(大津

市東浦一滋賀県建築士会長井上秋太

郎)(第四四四四号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国土開発縦貫自動車道建設法案(第

二十二回国会衆議院第二六号、第二十

四回国会参議院送付)

日本住宅公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四四号)

○藤原委員長 それではこれより会議

を開きます。

この際、建設大臣よりあいさつの方

め発言を求められております。これを

許します。南條建設大臣。

○南條國務大臣 このたび石橋内閣が

総辞職いたしましたので、新たに岸内閣が

成立いたしましたことは御承知の通りであり、不肖私も前回に引き続きまして建設大臣として留任いたすことに相なりましたので、この委員会におきましても、今後どうぞ前回同様におきまして、御支援を賜わりたいと存する次第でございます。一言ごあいさつを申し上げます。(拍手)

○薩摩委員長 それでは国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたし、審査を進めます。

この際お諮りいたします。御承知の通り、本案は第二十二回国会において全会一致をもって本院において可決の上、参議院に送付し、第二十四回国会に至り、参議院において修正の上、再び本院に送付せられ、引き続き本委員会において継続審査をいたしておる議案であります。本委員会におきましては、第二十四回国会以来参議院の修正点について説明を聴取し、質疑を行う等慎重な審査を継続して今日に至っておりますので、先般来の数回の理事会において種々協議をいたしましたところでもあり、議案の趣旨は十分御承知のことと存じますので、この際本案についての趣旨説明はこれを省略し、なお質疑を終局いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○薩摩委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際二階堂進君外六名より、国土開発縦貫自動車道建設法案に対し、自由民主党及び日本社会党の共同にかかるとして修正案が提出されております。その内容はすでに各位のお手元に配付いたしてある通りであります。

この際、本修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。二階堂進君。

提出者

- 内海 安吉 大島 秀一
- 荻野 豊平 瀬戸山三男
- 二階堂 進 前田榮之助
- 中島 巖

国土開発縦貫自動車道建設法案に対する修正案

国土開発縦貫自動車道建設法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「予定路線は、」の下に別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までを別表のとおりとするのほかに、を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の法律で定めるべきに改める。」

第十条中「第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律」を別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までの区間についてはこの法律の施行後、その他の国土開発縦貫自動車道の予定路線については第三条第一項の法律に改める。

第十三条第一項中「二十八人」を「二十九人」に、同条第四項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中第六号以下を順次一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国家公安委員会委員長
附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十三年」に改める。

○二階堂委員 ただいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法案の一部を修正する動議を提出いたしました。まず修正案を朗読いたします。国土開発縦貫自動車道建設法案に対する修正案

国土開発縦貫自動車道建設法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「予定路線は、」の下に「別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までを別表のとおりとするのほかに、」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の法律で定めるべきに改める。」

第十条中「第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律」を別表に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から吹田市までの区間についてはこの法律の施行後、その他の国土開発縦貫自動車道の予定路線については第三条第一項の法律に改める。

第十三条第一項中「二十八人」を「二十九人」に、同条第四項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中第六号以下を順次一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国家公安委員会委員長
附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十三年」に改める。

以上であります。その修正の理由について御説明申し上げます。御承知のごとく、本案第三条におきましては、国土開発縦貫自動車道の予定路線は、別表に定める路線を基準として、別に法律で定めることとなっておりますのでありますが、このうち小牧市附近より吹田市に至る間につきましては、実施設計も完了いたしました。すでに三

十二年度予算におきましても予算措置がとられ、昭和三十三年度予算の成立に伴い、本年四月より直ちに着工でき得る段階にあるのであります。従いましてこの区間につきましては、本案第三条に規定する手続が必要ないばかりでなく、むしろそのような手続をとるとすれば、三十三年度における予算執行にはなだ困難となるおそれがあると思われまますので、予定路線のうち、小牧市附近より吹田市に至る区間につきましては、この法律自体で定めることとし、本年四月より直ちに事業に着手できるようにいたしたいと思っております。

第十條の修正は、第三条の修正に伴うものであります。

次に第十三條における審議会の委員につきましましては、国土開発縦貫自動車道を初めとする今後の高速自動車道の発達に伴い、当然道路交通取締りの上に種々の変革をもたらす事態が起ることと思われまますので、この際国家公安委員会委員長を委員として追加することとしたのであります。

なお附則における、昭和三十一年を昭和三十三年に改めましたのは、本案審査の時期に伴う事務的な修正であります。

以上修正理由の概要につきまして御説明申し上げたのでありますが、なお私といたしましては、本案施行に伴う事業遂行の責任を明確化するため、第三条、第五条における内閣総理大臣を、運輸大臣及び建設大臣とするともに、少くとも国土開発縦貫自動車道の幹線の建設につきましては、当然国が行うべきものと規定する必要があるのではないかと思っております。

これら各点につきましては、さらに將來において検討いたすこととし、今回は最少限度の修正として、先ほど御説明申し上げた点のみとしたのであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします次第であります。

○薩摩委員長 ただいまの修正案に対して御質疑はありませんか。――別に質疑もないようでありますから、これにて修正案に対する質疑は終了いたしました。

この際、内閣において本案に対する御意見があれば、これを承ることにいたします。南條建設大臣。

○南條國務大臣 国土開発縦貫自動車道建設法案につきましては、従来の経過にかんがみましてこの法案がすみやかに成立することを政府としては望んでおる次第であります。国土開発縦貫自動車道建設法案を通過いたすことのためにこの国会において政府として高速自動車国道法案を提案しようとしたしておりますが、これはきょう御審議になりました国土開発縦貫自動車道の一環としまして施行したいと考えております。ただいまいろいろ御修正の点がございますが、これらの点は一々ごもつともな御修正と考える次第であります。特に名古屋―神戸間についての路線の挿入の問題がございましたが、これは三十三年度の予算において実施したいと考えておるのでありますから、最も機宜な措置であると考えております。かような政府の考えでございますので、何とぞ御審議の上すみやかに御成立願いたいと思ひます。

○薩摩委員長 引き続き原案及び修正

案を一括して討論に付します。討論の通告がありますのでこれを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま提出された本案の修正案並びに修正部分を除いた原案について賛成の意を表するものであります。

申すまでもなく、この法案は過ぐる二十二国会において、本院四百六十余名のうち四百三十名の提案にかかる議員提出法案でありまして、二十二国会においても慎重なる審議が続けられ、立法院としての体面を汚すことなく、この法案は付帯条件を付しまして、本院を全会一致で通過いたしましたのであります。今回修正案が提出された部分については、提案者の説明の通りでありますけれども、参議院から修正されて回付されたこの案を種々検討いたしました。参議院の意思をも尊重すべきであるという建前に立って、参議院の修正については全面的なる賛意を一応表したのであります。ただ提案者の説明の通り、三十二年の予算執行に遅滞を生じる等の問題がありますならば、提案者の意図に反することだと考えまして、それらの最小限度の修正をもつて、衆議院全体の意思に沿い、あわせて参議院の諸君の意向をも尊重された案だと考えるのであります。そういう観点から種々検討を加えた結果、修正案並びに修正の部分を除いた原案に賛成するものであります。

ただ提案者の説明の中の最後の部分で、第五条等についての意見が提案者の個人の意見のような意味で述べられました。日本社会党といましては、行政部において誠意があるとい

たしますならば、決してこの法律の遂行に行政的にも支障ないものと考えておるわけでありまして、従つて他のこれに關連する高速自動車国道法案が近く提案されました。これはただ足らざることを補い、そして日本の交通網を完備せしめるために、われわれは審議に当たりたいと考えておるわけでございまして、日本社会党といつたしましては、原案並びに修正案について全面的に賛成をするものであります。

○薩摩委員 これにて討論は終結いたしました。これより採決いたします。まず二階堂進君外六名提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○薩摩委員 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○薩摩委員 起立総員。よつて国土開発縦貫自動車道建設法案は修正案のごとく修正すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。ただいま議決いたしました法案に關する報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○薩摩委員 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際二階堂進君より発言を求められております。これを許します。二階堂進君。

○二階堂委員 ただいま国土開発縦貫自動車道建設法案が可決されました。まことに喜ばしい次第であります。が、私はこの際簡単に一言付言させていただきます。本法案は、二十二国会以来長きにわたつて衆議院、参議院において議論を尽くされた法案であります。この間、建設委員会におきましても慎重に本法案を審議いたすべきであると考えて、委員諸君も御承知の通り、参考人も数多く呼びまして意見を聞きお聞きしたのであります。特に私と同僚の瀬戸山三男君、久野忠治君、この私どもに対しましていろいろの忠告と批判を受けたことも再三あったのであります。従いまして私はこのことについて、本法案の成立を見ました今日一言申し上げておきたいと思つたのであります。私どもは本法案が衆議院のほとんど全部の署名をもって超党派的に提案された法案でありましたので、この法案の内容を十分検討いたしました。そうして内容も世間の批判を受けることのない、しかも仕事をすすめる場合に十分役立つような内容を持つた法律にいたさなければならぬと考えまして、慎重に法案の内容を検討いたしましたのであります。その間、最初の原案には法律的に見て内容的に不備の点もありましたのでこれを是正するように努めて参つたのであります。しかるに私どもこの三人が故意に法案の通過を阻止しておるかのごとき批判もたびたび受けて、そのつど私どもは遺憾に考へておつたのであります。私どもは国会における衆議院のほとんど全部の方が署名を出され

た法律案であればあるほど国会の權威

のためにも、また建設委員会の權威保持のためにも十分慎重審議して不備のない法律案として通過いたすべきであるという信念のもとに慎重にこの法律案を取り扱つてきたつもりでありまして、そのようなことが誤解を招きまして、いろいろ批判を受けたことはまことに残念に考へておつたのであります。が、その間さらにはまた怪文書ももちまして、ある外部団体が印刷に付しまして、私ども三人の名前を載せまして、ある団体等と手を握つて一部の利害のためにこの法案の通過を阻止しておる。ごとき怪文書まで配付された事実もあるものであります。私どもはこのことにつきましても徹底的に究明をいたしました。さういふ事実が断じてなかつたといふことを究明いたすつもりでありまして、一回は委員会に参考人を招致いたしました。お聞きをいたしましたのであります。その真相を徹底的に究明せずして本案の通過を見るに至つたのであります。この際私どもはさういふことが断じてなかつたといふことを申し上げておかなければならないのであります。私どもが繰り返して申し上げますごとく、真にこの法案は国土の開発をいたしまして産業、経済、文化の開発のために寄与する重大な法律案である、しかもこれが衆議院のほとんど全員に近い署名をもつて提出された法律案であればあるほど、国会の權威のためにも委員会の權威のために慎重に取り扱ふべきが至当である、それがわれわれに与えられた責任であるといふことを痛感いたしました。がために、今日まで慎重に取り扱ふ態度を堅持して参つたのであります。一部の利害のためにあるいは故意にこれら

の法案の通過をば阻止したことは断じてなかつたといふことを付言申し上げます。私の意見開陳を終らしていただきます。

○薩摩委員 引き続きこれより去る二月二十一日付託になりました内閣提出日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。南條建設大臣。

日本住宅公団法の一部を改正する法律案
日本住宅公団法の一部を改正する法律案
日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「造成するための土地に画整理事業を施行する」を「造成するために土地に画整理事業等を行う」に改める。

第三十一条第二号中「宅地」を「住宅の用に供する宅地」に改め、同条第六号中「前五号」を「前七号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 水面埋立事業を施行すること。

第三十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の宅地の造成とあわせて、学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適當である場合において、それらの用に供する宅地の

三

造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第四十八条の見出しを「利益及び損失の処理並びに納付金」に改め、同条第一項を次のように改める。

公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

第四十八条第二項中「経営上」を「損益計算において」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手續その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条に次の一項を加える。
2 公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第六項中「土地整理事業」を「土地整理事業及び水面埋立事業」に改める。

○南條國務大臣 たいだいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本住宅公団は、住宅に困窮する勤労者のために集団住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための土地整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであることはすでに御承知の通りであります。しかるに公団の造成する宅地は、ますます大規模な団地的形態をとって参っておりまして、健全な新市街地形成の基盤を築くには単に住宅用の宅地を造成するばかりでなく、進んで学校、病院、商店、工場等各種の施設の用に供する宅地を造成することが必要となつて参っております。また、大規模な団地を取得して市街地の造成をはかるには、従来公団に認められておりました土地整理事業の手法のほか水面埋立事業の手法によるものがきわめて適切である場合も存するのであります。以上の理由によりまして公団の行う業務の範囲を拡張して、住宅用宅地の造成とあわせ

て学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地を造成すること、及びこれらの宅地を水面埋立事業によつて造成することを同公団に行わせたいと考へるのであります。

また、住宅公団の事業資金は、政府からの出資金、地方公共団体からの出資金、政府低利資金の借入金及び民間からの借入金から構成されておりますが、特に昭和三十三年からは産業投資特別会計から多額の資金が出資されることとなつておりますので、他の類似機関における場合と同様に住宅公団の損益計算上利益を生ずるような場合は、これを国庫及び住宅公団に出資した地方公共団体に納付するようにしたいと考へます。

次に、技術援助に關する国際約束に基いて技術研修等のために日本国内に滞在する者があり、特に東南アジア諸国からの技術研修者が増加しておりますが、従来これらの者に対する適当な居住施設がなく、十分な研修を行うことに差しつかえるような場合もありませんので国際情誼上これらの技術研修者に対して居住施設を供給する必要が出て参りました。そこで、この要請にこたへ、この際、公団本来の業務に支障のない範囲内で、当分の間、これらの者に対する住宅の供給を公団に行わせることといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○鹽野委員長 本案に対する質疑は次会に行うことにいたします。次会は公報をもつてお知らせすることといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十九分散会

(参照)

国土開発経費自動車道建設法案(第二十四回国会参議院送付)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕